

外国人雇用における歴史的転換点

育成就労法の完全ガイド

日本の新たな外国人材パラダイムを読み解く

加納行政書士事務所（ビザ申請サポートNavi東京）

エグゼクティブ・サマリー：育成就労制度の3つの核心



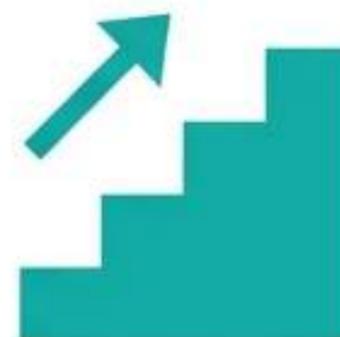
2027年4月施行

従来の「技能実習制度」は発展的に解消され、全く新しい枠組みへ移行します。



**「育成」と「確保」
の両立**

「国際貢献」という建前を廃止し、日本の人手不足-解消と外国人材のスキルアップを真正面から目指します。



**キャリアパスと
転籍の解禁**

特定技能1号への明確な移行ルートが整備され、一定条件下での「転籍（転職）」が可能になります。

なぜ今、新制度が必要なのか？



深刻な人手不足

(少子高齢化、労働人口の減少、
地方の人材枯渇)



技能実習制度の限界

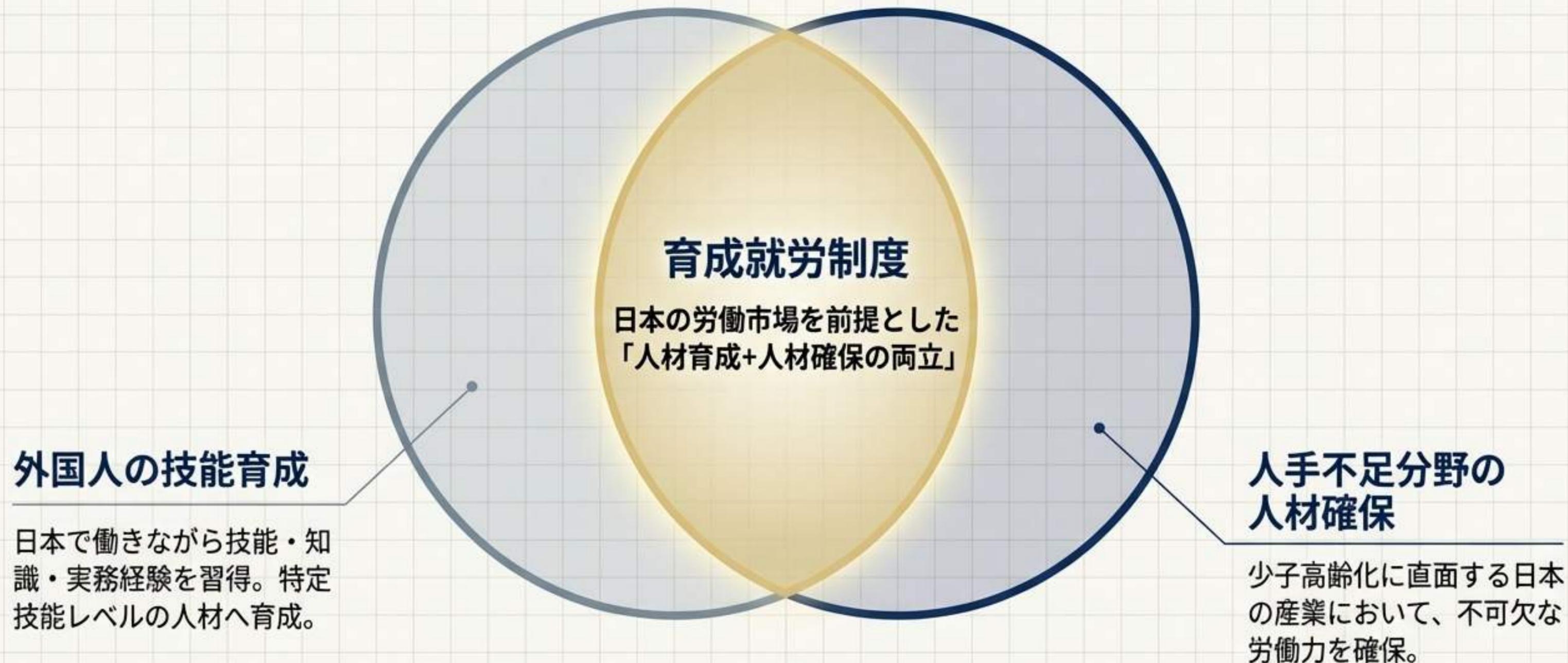
(「国際貢献」という目的と実態の乖離、
原則転籍不可による人権問題のリスク)



育成就労制度の誕生

日本の労働市場の実態に即した、
持続可能な外国人材受入れの
新しいスタンダード。

法第1条：制度のコアとなる「2つの目的」



パラダイムシフト：技能実習(旧) vs 育成就労(新)

	旧（技能実習）	新（育成就労）
 目的	国際貢献・技能移転	人材確保 + 人材育成
 キャリア	原則として母国へ帰国	特定技能制度への移行を前提
 転籍・転職	原則不可	一定条件の下で可能
 外国人保護	基本的な保護	大幅な保護強化（違約金禁止等）

育成就労制度を支える「4つの柱」

持続可能な労働環境



① 旧制度の廃止

技能実習制度を発展的に解消。



② 特定技能との連携

育成就労から特定技能1号へつながるシームレスなキャリアートの整備。



③ 転籍制度の導入

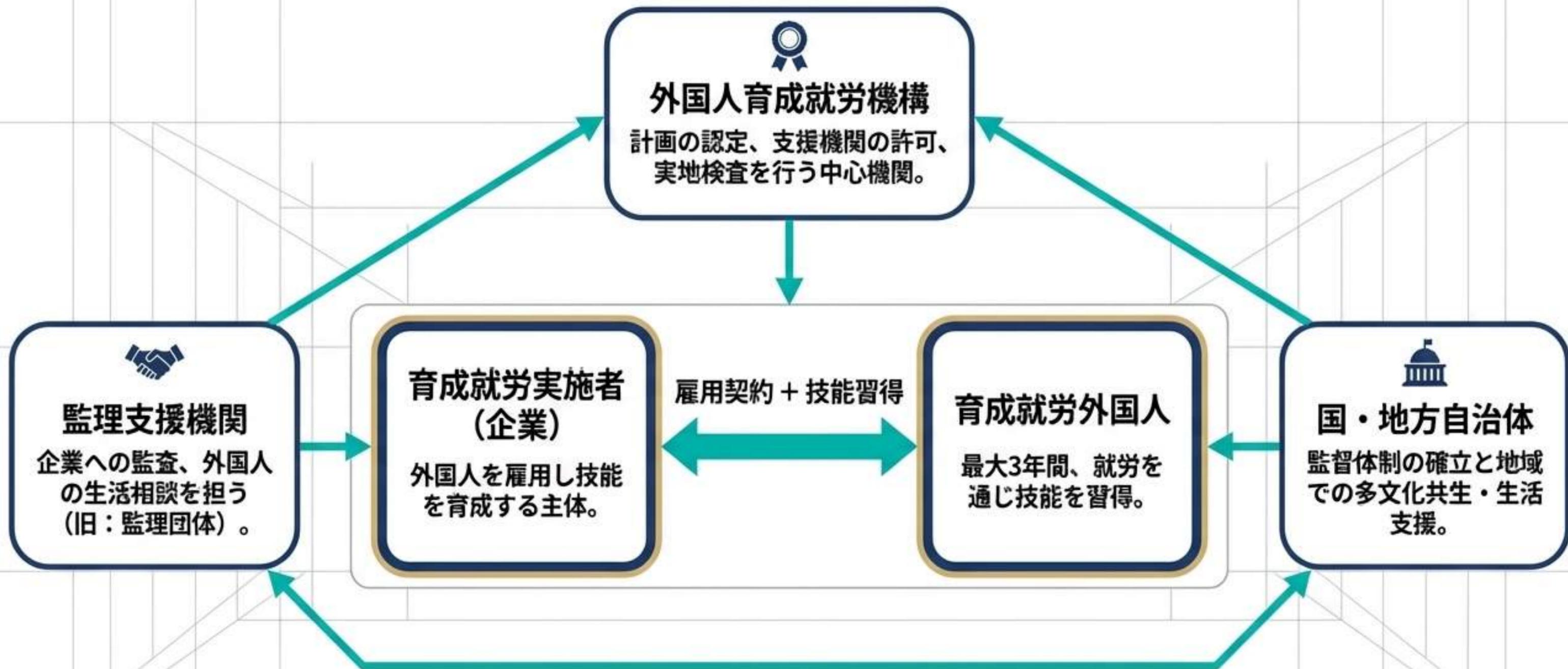
従来の「縛り」を撤廃し、要件を満たせば同一産業内での転職（転籍）が可能に。



④ 保護措置の強化

人権を尊重し、適正な労働条件と透明な管理を徹底。

エコシステム：誰が、どのような役割を担うのか？



法第5条・6条：三者による責任の明確化



育成就労実施者 / 企業

- 適正な労働条件の確保
- 計画に基づく確実な技能育成
- 関係法令の厳格な遵守



監理支援機関

- 受入れ企業への厳正な監査
- 外国人労働者の権利保護
- 問題発生時の迅速な対応



育成就労外国人

- 日本の法令遵守
- 技能習得への主体的な努力
- 職務の適正な遂行

「制度は、関係者全員の『双方の責任』で成り立つ仕組みです」

法第3条：キャリア形成の支援とステップアップ

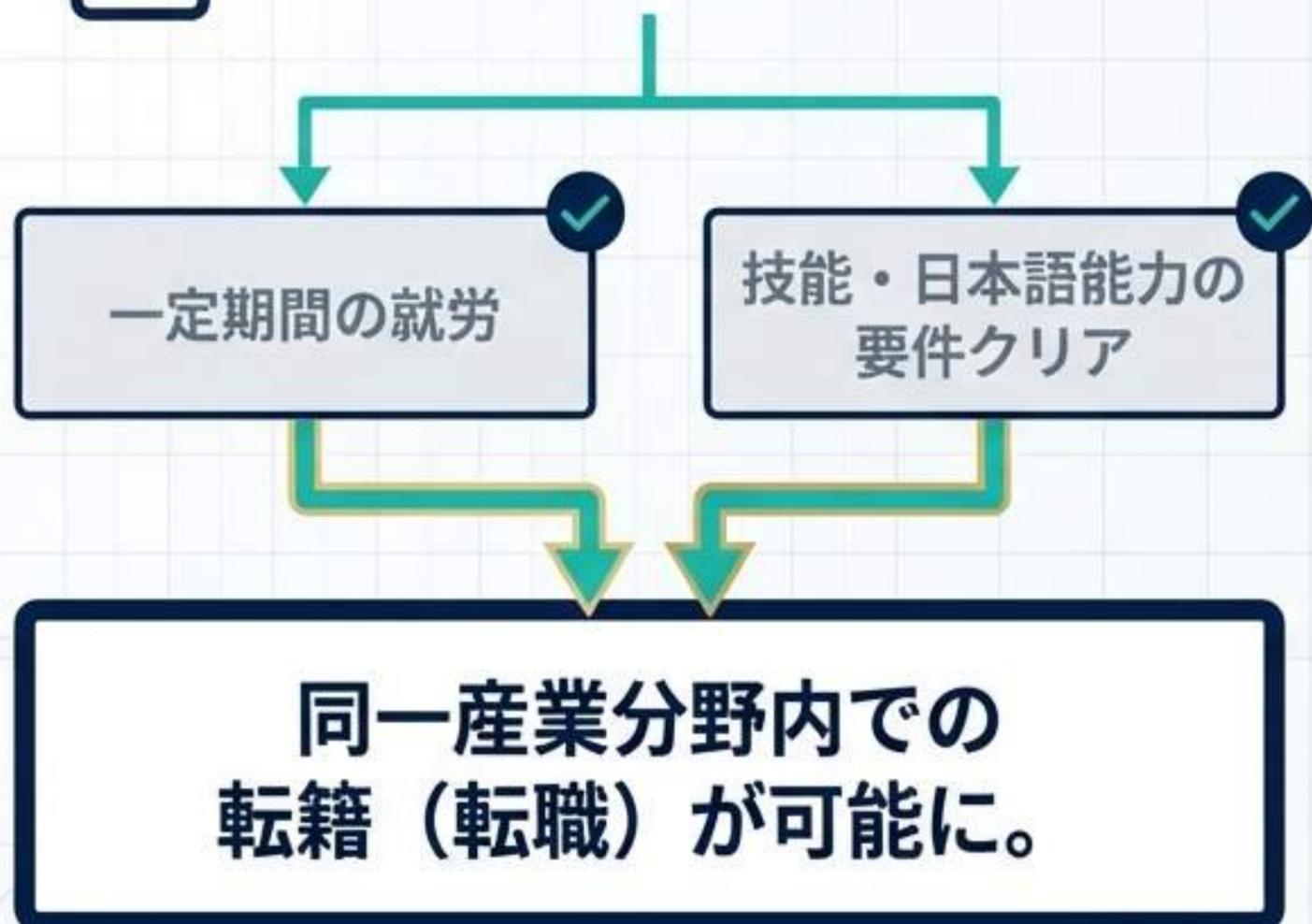


制度の最重要アップデート：転籍解禁と人権保護

転籍制度



従来の「原則転籍不可」を撤廃。



外国人保護の強化



~~違約金契約の禁止~~

~~強制労働・暴力の絶対禁止~~

~~旅券・預金通帳の保管禁止~~

法第7条：対象となる「人手不足分野」



建設



製造



外食



介護

分野別運用方針

政府は各産業に対して以下を厳格に定めます。

- 受入人数の上限
- 必要とされる技能レベル
- 具体的な業務範囲

よくあるご質問 (Q&A) : 実務への影響

Q: 新制度はいつ
開始?



A: 2027年 (令和9年)
4月予定



Q: 技能実習制度は
どうなる?



A: 廃止され、育成就労
制度へ移行



Q: 就労できる
期間は?



A: 基本は「3年間」



Q: 特定技能への
移行は?



A: 要件を満たせば
「特定技能1号」へ可能



Q: 転職はできる?



A: 一定条件の下で
「転籍」が可能



2027年に向けた「企業のアクション・プラン」

制度開始までに、以下の準備を整えることが今後の外国人雇用戦略の鍵となります。



受入体制の抜本的見直し

キャリアアップ（特定技能移行）を前提とした育成計画の策定。



信頼できる監理支援機関の選定

監査と支援を適正に行えるパートナー機関の早期確保。



労務管理・コンプライアンスの強化

人権保護基準（パスポート管理や違約金規定）に抵触しない適正な労働条件の整備。

新制度への移行を、確かな専門知識でサポートします

加納行政書士事務所 / ビザ申請サポートNavi

代表：特定行政書士 加納 裕之

専門分野：入管取次・ビザ申請、
在留資格、外国人労働法務

初回無料相談のご案内

育成就労制度に向けた貴社の準備状況を
診断いたします。

お問い合わせページより事前予約受付中
(※ご相談は面談に限ります)

 TEL : 03-6403-5295 (平日10:00-20:00)

 Access : 東京都千代田区平河町
BIZMARKS麴町510 (半蔵門駅 徒歩3分)